

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆ デジタル遺品の終活

<相談事例>

- 先日、夫が亡くなった。夫が利用していた決済アプリの残額が10万円あることが分かった。しかし、夫のスマートフォンのロックを解除できないため、詳細が確認できない。
- 亡くなった父が契約していた動画サイトの有料会員をやめたい。ID、パスワードが分からず解約できない。

<「デジタル遺品」とは？>

- 「デジタル遺品」には特段の定義はありませんが、一般的には「デジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品」を指すと考えられているようです。例えばスマートフォンやパソコンなどのデジタル端末は、そのもの自体は目に見えて手で触れることができますが、内部に保存されている写真、文書ファイル、ウェブサイトの閲覧履歴、ネット銀行の口座情報などは、ログインしてデジタル環境に入らなければ実態がつかめません。これらが持ち主の死後「デジタル遺品」になります。

<消費生活センターからのアドバイス>

- 万が一に備え、デジタル端末ごとにロックの解除方法、ID、パスワード、退会が必要なサイトを紙媒体でリスト化し、デジタル端末のデータリストがあることを信頼のおける人に伝えておくこと、エンディングノートに残すことなど家族に伝える手段を講じておきましょう。また、残しておきたくないデータは自分であらかじめ消去するなど事前対策が有効です。また、作成したリスト等は1年に1度程度更新することで実用性の高い備えとなります。
- 遺族の方は、まず、契約先に手続きについて確認しましょう。
- 困ったときには、消費生活センターへご相談ください。

★ 右のQRコードから中野区ホームページにて、2020年4月からの情報「特急便」をご覧ください。



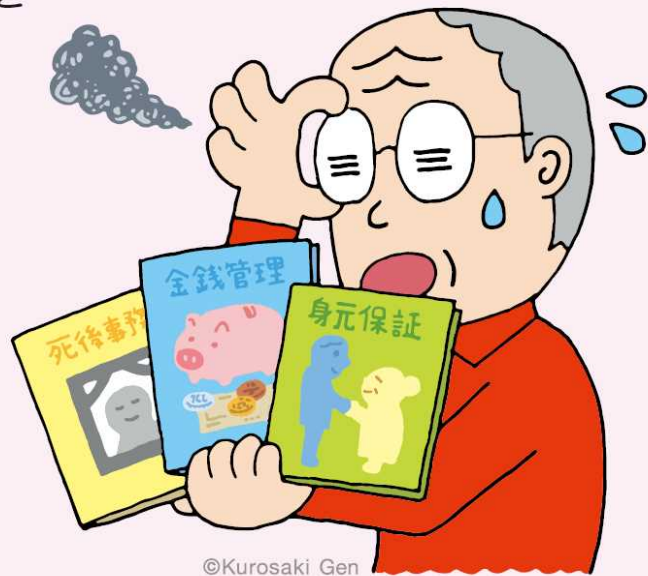
裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月~金曜日 9時30分~16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

見守り 新鮮情報

白内障の手術を受けるにあたり、病院から**身元引受人**と連帯保証人を求められた。近くに身元引受人になってくれる人がおらず、知人に勧められて介護事業者に相談したところ、高齢者相談窓口のケアマネージャーを紹介された。そのケアマネージャーと一緒に**高齢者サポートサービス事業者**が

来訪し、**勧められるまま**に契約書に**サイン**をした。その後、契約書面をよく確認すると、身元引受人契約に加え、日常金銭管理や死亡後のことまでの生涯にわたる契約をしてしまったことに気が付いた。解約したい。
(当事者：70歳代 男性)



高齢者サポートサービス 契約内容を具体的に確認!

ひとこと助言

しっかり
確認して契約を



見守るくん

- 身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行う高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際には、自分の希望を整理した上で、しっかりと伝えましょう。
- サービス内容は希望にあっているかや料金、解約時の返金条件などをよく確認し、理解・納得できなければその場で契約せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。
- 自治体が高齢者を支援する事業を実施している場合がありますので、まずは確認してみましよう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。